

# 《研究論文》今村力三郎および蜂谷家と信濃国下伊那郡上飯田村について

― 大学アーカイブズ活用の一事例として ―

瀬戸口 龍 一  
(大学史資料課)

はじめに

本稿は、大学アーカイブズの公開と活用方法についての事例報告および試論の一つである。対象は専修大学が所蔵する蜂谷家文書で、この文書は明治期に専修大学を卒業した今村力三郎家に保管されていた文書群であった。

まず公開について話をすると、平成二八年(二〇一六)が、今村力三郎の生誕一五〇年という記念すべき年にあたったこともあり、専修大学では今村力三郎に関する記念事業をいくつも行った。一つは専修大学今村法律研究室が主催して学内で開催した記念展示「「反骨」の弁護士 今村力三郎」、そしてもう一つは専修大学創立一五〇年記念事業の一環として編纂している『専修大学史資料集』のうち第八巻を「「反骨」の弁護士 今村力三郎」と題し、今村に関する資料集として刊行したことである<sup>1</sup>。そのほか、学外においても飯田市美術館で開催された田中芳男没後一〇〇年記念特別展

「日本の近代化に挑んだ人びと・田中芳男と南信州の偉人たち」<sup>2</sup>のなかでも今村力三郎が取り上げられるなど、今村力三郎の名前と業績が学内外に向けて発信された。

これらの記念事業において蜂谷家文書を表示、または翻刻掲載したわけであるが、この文書を「蜂谷家文書の翻刻と調査・研究」と題して最初に紹介したのは、平成二八年に急逝された矢野建一氏(前専修大学長、専修大学文学部教授)と、辻達也氏(元専修大学教授、横浜市立大学名誉教授)、そして大庭邦彦氏(聖徳大学教授、当時は専修大学非常勤講師)である<sup>3</sup>。その解題において「力三郎の法曹・教育活動を支えた思想的骨格は飯田時代に形成されていたと見るのが自然」であり、だからこそ、本資料群を翻刻・紹介したと、その理由を述べている。『専修大学史資料集 第八巻』もその考えを踏襲し、蜂谷家文書を掲載した。それも今村家および蜂谷家のご子孫の方々のご協力・ご厚意あってこそであり、心から御

礼申し上げる次第である。

さて、本稿は蜂谷家文書と、それを保管する専修大学大学史資料課を大学アーカイブズと定義し、その活動の在り方を考えることを目的としている。では大学アーカイブズの使命もしくは役割とは何か。携わる機関や人々の立場によって様々な解答があるとは思いますが、よく挙げられるのが、西山伸氏による「現在に至る大学の機関としての営みを表す記録を適切に管理することで、大学内外の研究・教育および大学の管理運営に寄与し、そのことを通じて社会に貢献すること」<sup>4</sup>という言葉である。そのためにアーカイブズは「親組織の運営のための資料（のうち歴史的資料となったもの）を扱い、それを公開していくことが必要であると主張されている」<sup>5</sup>。

確かに西山氏の言う通りであるが、大学アーカイブズの在り方は国公立大学と私立大学とは同じように語れないという意見も、多くの国公立大学のアーカイブズに携わる人々からも出されている。

その違いの一つとして、私立大学の大学アーカイブズには、創立者や中興の祖などの顕彰を通して各学校独自のアイデンティティの形成・確認・周知がその役割に含まれている場合が多い点が挙げられる。慶応義塾大学の「福沢研究センター」、津田塾大学の「津田梅子資料室」のような創立者の名前を冠した大学アーカイブズが、私立大学には設立されているのがそのことを示している。

現在のところ「情報公開法」や「公文書管理法」に縛られない私立大学における大学アーカイブズの在り方は、各校がそれぞれに模

索しながら、より良い方法を求めていく必要があるだろう。だからこそ、各校の取り組みを紹介することに意味があると考えている。

また、大学アーカイブズはどのような資料を収集すれば良いのか。この問題も長年、議論され続けているが、現状、組織運営に直接、関係していない資料を所蔵している機関も多くある。その一つが大学関係者の入学前の幼青年期や祖先に関する資料であろう。蜂谷家文書はまさにそれにあたる。その意味では蜂谷家文書は必ずしも「親組織の運営のための資料」とは言えない。しかし専修大学が保管する資料群である限り、大学アーカイブズとして、社会貢献に資するように保存・活用していくことが重要であり、そこにこそ大学アーカイブズは必要性がある。

そこで本稿では、自らの組織運営のためでない大学アーカイブズをどのように活用していけば、社会に貢献することができるのかを考えていきたい。

### 1. 蜂谷家の概略と今村力三郎の略歴

蜂谷家文書を説明するためには、まず今村力三郎について説明する必要がある。ここでは簡単に今村力三郎の生涯と蜂谷家に触れておく。前述した蜂谷家文書を最初に紹介した矢野建一氏の解題<sup>7</sup>によると、今村は、慶応二年（一八六六）年五月二日に長野県下伊那郡上飯田村字箕瀬（現・長野県飯田市）において蜂谷重蔵の長男として生まれたとある。実は今村力三郎となったのは、後年のこと

で、もともとは蜂谷力三郎という名前であった。つまり、蜂谷家とは今村力三郎の生家で、蜂谷家文書とはその蜂谷家が所蔵していた文書群のことである。

では、蜂谷家とはどんな家だったのか。先祖について今村自身が次のように語っている。「僕の生家は、南信の一農家で、先祖は光秀と同じく、美濃の土岐源氏の一族で、戦国時代戦に敗れて、信濃へ落ちた」。また「幕府時代には代々庄屋の家柄であつた」という。

さらに平成十一年（一九九九）に当時の蜂谷家の当主・徹氏（故人）が、蜂谷家の過去帳の写しを菩提寺である阿弥陀寺（長野県飯田市丸山町）に納めた際、次のような文章を書き残している。

美濃国（現岐阜県武儀郡）蜂屋村（現美濃加茂市蜂屋町）の一族であつた当家の先祖は、永禄十年（西暦一五六七年）美濃稲葉城が織田信長によつて攻略された際、城主斎藤義龍（マサ）に組したため、敗北後、伊那谷に逃れて上飯田村に定住し、屋号を弓矢と称して代々生計を営んできたものと伝聞している。

これらの文章から、蜂谷家は、もとは美濃国加茂郡蜂屋村の出身であつたが、永禄一〇年、稲葉山城主・斎藤龍興が信長に敗れた際に、伊那谷に敗走、そして上飯田村に定住した一族であつたことがわかる。屋号は「弓矢」。そして代々、庄屋を務めるほどの家でもあつた。しかし本人は「貧乏はつきいもので、何れの時代にも、豪農とか、金持とか謂ふべき歴史は無かつた」とも述べている。

今村力三郎（当時は蜂谷であるが、繁雑をさけるために本稿では

今村姓で通す）が、実家の破産のために、親子三人で長野から東京府神田区猿樂町一丁目（元・千代田区）に上京したのは明治一七年（一八八四）四月のこと、一七歳の時であつた。父・重蔵は壮年の頃に江戸に住んでいた経験があり、蜂谷家再興がその目的だったという。そして当時、飯田ではこうして没落した人間が江戸に出稼ぎにいくことは珍しいことではなく、「江戸稼ぎ」と呼ばれていたとも書き記している。

この猿樂町一丁目時代の蜂谷家は病気になつても薬代すら払えないほどの「貧乏のドン底」であつたが、懸命に働いた甲斐もあり、貯えもでき、パン屋を開業。ようやく生活も落ち着いたことから、今村は念願であつた陸軍を志願するも体格検査で落第する。この時、父・重蔵が息子の将来について相談したのが、飯田藩で家老を務めていた石沢謹五郎（この時期、小菅にあつた東京集治監の典獄を務めていた）であつた。石沢からはすぐに今村を「押丁」（旧監獄官制による職名で下級官吏）として採用するという返事があつたという。

結局は、この話を断り、明治一八年に大審院判事・伴正臣の書生となり、そして翌一九九年三月に大審院の書記もしくは判事補を目指し法律を勉強するために専修学校法律科（現・専修大学）に入学。昼は書生、夜が学生と二足草鞋であつたが、当時、専修学校に通う多くの学生はそうだったと述懐している。

明治二十一年、在学中に先輩とともに代言人試験を受験したとこ

ろ、見事に合格。卒業試験も優秀な成績で合格し、法律科を首席で卒業した。

弁護士として初めて法廷に立ったのは明治三二年、二三歳の時で、以降、故郷・飯田や群馬県高崎で短期間、判事として働いた以外は、弁護士として明治・大正・昭和と長きに渡り活躍した。戦後は高齢のためほとんど事件に関わることがなかったが、亡くなるまで約六五年間、法曹界に尽力した人物であった。

今村の担当した主な事件の名前のみを挙げると、大逆事件、金剛事件、五・一五事件、血盟団事件、神兵隊事件、帝人事件などがある。これらの事件の訴訟記録については、専修大学今村法律研究室が翻刻または影印にして刊行しているが、著名な事件を数々と手掛けていたことがわかるだろう。

このように生涯を弁護士として活躍し、当時としては「東京弁護士界の花形十人」の一人に挙げられるほど有名な人物であったが、それだけで蜂谷家文書を専修大学が保管するようになったわけではない。

今村は、たんに専修大学出身の著名な弁護士というわけではなく、専修大学の経営にも深く関与している。大正二年（一九一三）七月に社団法人専修大学と組織変更した際、社員（役員）に選出されたのがその始まりと思われるが、以後、戦前は評議員・監事・理事にも就任している。

終戦後、授業の再開とともに始まった学生たちによる学園改革運

動は激しさを増し、時の総長・小泉嘉章に対する退陣要求にまで発展した。これを受け小泉は辞任する。この時、学生・卒業生・教職員が一丸となって次の総長にと推挙したのが今村力三郎であった。戦後の民主的な大学運営を今村に託したと言えよう。

その声に応えるかのように、八〇歳という高齢でありながら総長に就任した今村は、積極的に教学・法人の両組織の整備を図る。さらには自宅や別荘を売り払い、そのお金を大学に寄付するなど財政難に苦心する大学のために私財をなげうち、母校の復興に尽力した。現在の文系総合大学・専修大学の基礎を作り上げた人物の一人で、専修大学にとっては著名な卒業生というだけでなく、「中興の祖」にあたる人物なのである。

## 2. 専修大学による今村力三郎の顕彰と関係資料の収集

今村力三郎が、学内において専修大学発展の礎を築いた人物であると認識されていたことを示す一つの事例として、専修大学は今村の存命中から、名前を冠した研究所を設立している。専修大学が新制大学としてスタートした昭和二四年（一九四九）のことである。実は専修大学には創立者の名前を冠した建物や部屋はもちろん研究所もない。しかし今村だけは「今村法律研究室」「今村力三郎記念ホール」と名前を冠した研究所や部屋が存在する。いかに今村が専修大学にとって重要な人物とされているかがわかるだろう。

そうした事情もあり、今村に関する資料も早くから収集し、専修

大学内に分散されて保管されている<sup>10</sup>。とくに専修大学図書館神田分館が所蔵する資料は、今村力三郎が生前、総長時代に大学に寄贈した資料群で、自らが関わった訴訟に関する文書資料と蔵書を中心とした図書資料に大別できる。そのほか葉書類、帰一協会や護国共済会に関する資料も含まれており、弁護士としての今村力三郎を研究する際の基本資料群である。

この資料群を翻刻・紹介しているのが、専修大学今村法律研究室で、昭和五二年に刊行した『今村力三郎訴訟記録一 金剛事件 第一巻』を皮切りに、現在に至るまで今村が関わった日本近代史上重要な事件を選び、訴訟記録を翻刻・影印本として刊行し続けている。その意味では今村力三郎の顕彰・研究を主導してきたのはこの研究所と言える。

さらにもう一ヶ所、専修大学の大学アーカイブズを担う大学史料課にも今村力三郎に関する資料が収蔵されている。こちらは昭和五九年に今村力三郎のご遺族から寄贈いただいたもので、その内容は、硯や盃、衣類（法衣など）、写真（アルバム）、家族宛ての葉書、自筆の草稿などである。賞状や辞令の類いも含まれている。形態も種別も様々であり、弁護士としてではなく今村個人を知ろうという貴重な資料群である。蜂谷家文書も現在、大学史料課に移管され、保管されている。

以上、今村に関する資料群の概略を記したが、大きな課題として、大学が所蔵する資料群を一括して検索・閲覧することができな

いこと、さらには資料群の全貌を明らかにする目録がないことが挙げられる。今村研究の今後を考えていくうえで解決していかねばならない課題であることは言うまでもない。

### 3. 蜂谷家文書の概要と蜂谷家および今村家の関連について

本題である蜂谷家文書を話を戻そう。蜂谷家文書の来歴については、前述の矢野建一氏の解題<sup>11</sup>によると、今村力三郎の令孫から元専修大学文学部教授の辻達也氏に寄託されたとある。総点数は八六点。「時代的には江戸中期から大正時代におよんでいるが、力三郎の育った幕末維新期の上飯田村や蜂谷家の様子を物語る史料も多い」と記しているが、昭和期の史料もある。なぜ今村力三郎が、生家である蜂谷家当主が代々大事に保管してきたであろう文書群を持っていたのかについては今のところ不明である。

明治期以降の蜂谷家については触れておくと、前述した蜂谷徹氏が写された「上飯田町羽場区共有保権会抜書」<sup>12</sup>によると、力三郎が父・重蔵の退隠により家督を継いだのは明治一六年（一八八三）九月九日のことである。その一年後には一家全員で上京し、同一九年に専修学校に入学した際は蜂谷力三郎と名乗っていた。今村家に養子に入ったのは在学中の明治一九年二月一日、二〇歳の時で、その際、蜂谷家の家督は再び父・重蔵が再相続している。重蔵は明治三九年二月二三日に死去し、当主は重蔵の妻である「しな」が相続。そしてその後、同郷・上飯田村出身の北原早苗が今村力三郎

の長女・富貴子と結婚し、蜂谷家に養子に入ったことで、蜂谷早苗となり当主となった。現在は早苗の令孫が蜂谷家を守っている。

このように今村自身は蜂谷家を離れたが、自身の長女を蜂谷家に嫁がせることで、蜂谷家を存続させたわけである。本来、蜂谷家が代々保管すべき文書を今村家が保管していたのは、今村自身が一時期ではあるが、蜂谷家の当主であったことと関係しているかも知れない。

しかしここで大きな疑問が生じる。蜂谷家の長男に生まれた力三郎がなぜ今村姓となったのか。その点について、平成二八年（二〇一六）一二月に専修大学今村法律研究室に宛てて手紙<sup>13</sup>を送付いただいた飯田市出身の方が祖父などから聞いた話では、今村力三郎は蜂谷家の長男ではなく三男だったという。力三郎という名前からしても十分にありうる話であり、蜂谷家の方に見せていただいた「過去帳」の写しにも、文久二年（一八六二）正月に「重蔵忰」が亡くなったことが記されている。同史料には「文久元年酉四月七日」に「蜂谷重造妻」が亡くなっていること、そして「昭和五年五月」には「重造後妻今村力三郎母」が亡くなっているという記述もある。蜂谷重蔵には先妻のもとに夭逝した息子がいたと考えられ、力三郎は、後妻である「しな」の長男ではあったが、蜂谷重蔵の子息としては三男であった可能性もある。

ただいづれにせよ、今村家に養子にいった明治一九年の段階では、力三郎は蜂谷家にとって唯一の男子であったことは間違いない。

い。この点について、辻達也氏および先に手紙を紹介した飯田市出身の方も、徴兵免除をねらって「うめ」という寡婦一人きりであった今村家に長男として養子に入ったという説を述べている<sup>14</sup>。確かにこの時期、間もなく二〇歳を迎える力三郎の徴兵問題は蜂谷家にとっても大きな問題であったことは想像に難くない。

当時、戸主であれば徴兵を回避できたと辻氏は述べているが、先に挙げたように今村力三郎は明治一六年にすでに蜂谷家の家督を継いでいる。力三郎が今村家に養子に入った時、重蔵はすでに六〇歳近い年齢であった。唯一の跡継ぎである力三郎が、かつては庄屋まで務めた蜂谷家の当主という立場を捨て、今村家に養子に入った理由については、今後は、徴兵免除という観点からだけでなく、当該期またはそれ以前の今村家の調査、そして蜂谷家や今村家が飯田地域においてどのような役割を果たしていたのかなどについての調査を行い、再検討していく必要があるだろう。

もう一点、力三郎の今村家への養子について、矢野建一氏による仮説<sup>15</sup>を紹介しておく。矢野氏は力三郎の今村家の養子入りを明治期の飯田地域における地域経済の変遷と松方デフレとの関係で捉えようとしていた。具体的には蜂谷家の破産は松方デフレ経済政策によるもので、蜂谷家の負債を力三郎に引き継がせないように他家へ養子に出したという考えである。

『飯田・上飯田の歴史』<sup>16</sup>でも、松方デフレが飯田の地域経済に大きな影響を与えたとして、「米・繭など物価が下落し、深刻な不

況が全国に及ぶと、農民の負担は著しく重くなり、土地を手放して没落する農民が増加したとあり、下伊那は商品経済が浸透していたため、その影響が大きかったことを指摘している。蜂谷家もその一例であると矢野氏は考えていた。さらに蜂谷家が東京に出て来たことも、江戸時代、「椋鳥」と称された信州人の出稼ぎの伝統を引き継いでいるのではないかと考察を進めている。

残念ながら矢野氏は急逝されたため、ご本人でこの説を証明することはできないが、近代における飯田地域の特徴を考えるうえで、こうした観点からの調査も進めていく必要があるだろう。

#### 4. 上飯田村の研究の現状と蜂谷家文書利用の可能性

本章では今村力三郎の生涯および蜂谷家文書を通して上飯田村、または飯田地域の歴史を考える手がかりについて考えてみたい。

当該地域における研究は、古くは市村威人氏や平沢清人氏のような郷土に根付いた研究者や、近世の伊那地方でみられた社会および農業制度である「御館・被官制度」を明らかにした古島敏雄氏をはじめ非常に多い。さらに平成一五年（二〇〇三）に設立された飯田市歴史研究所の方々により研究は深化している。とくに上飯田地域については現在のところ、多和田雅保氏の研究がもっとも大きな成果を挙げていると言つてよいだろう<sup>17</sup>。こうしたこれまでの研究成果に学びつつ、問題を整理していきたい。

蜂谷家について、もう少し詳しく見ていこう。今村は、蜂谷家は

「幕府時代には代々庄屋の家柄」と述べているが、『羽場曙友会誌』に掲載されている「歴代の庄屋」<sup>18</sup>を見ると、上飯田村において蜂谷家が庄屋を務めていたのは力三郎の父・重蔵が慶応二年（一八六六）と明治四年（一八七一）に務めているのみである。しかし、飯田市歴史研究所が所蔵する慶応四年三月の「借家浄土宗門人別御改帳」には「上飯田村庄屋 重蔵下」、同じく同年三月の「浄土宗門人別御改帳」にも「上飯田村庄屋 重蔵下」と、その名前を見ることができる。

さらに蜂谷家文書に入っている元治元年（一八六四）の「上郷中六ヶ村割合高覚帳」にも「庄屋重蔵」の文字がある。これにより少なくとも、元治元年・慶応二年・慶応四年・明治四年は、重蔵が上飯田村の庄屋を務めていたことがわかる。『羽場曙友会誌』の村役人一覧は、羽場曙友会が所蔵していた資料やこれまでの研究成果を踏まえて作成されたと考えられるが、もう一度、再検討する必要があるだろう。

この上飯田村の村政という問題については蜂谷家文書にも関連する史料が入っている。上飯田村は、近世中期までは、羽場・丸山（中山道）・東野という三つの地区が交代で庄屋を務めていたが、宝暦七年（一七五七）の村分けにより羽場と丸山・東野では別々に村役人を置くようになったという<sup>19</sup>。この村分けについては『飯田・上飯田の歴史』<sup>20</sup>でも「上飯田村の内分け」と題した項目を立て、『羽場曙友会誌』『丸山誌』には使われていない丸山・東野の百姓九

名を差出人とする郡奉行宛ての願書の下書きを史料として、その意義を詳細に論じている。その分析内容については本文を見てもいいが、この「上飯田村の内分け」を執筆した多和田氏もこの願書下書きに見られる丸山・東野側の「主張が事実かどうかは別ですし、これに対する羽場の側の反論も今のところ見つかっていません」と述べている。

この村分けに関連して、蜂谷家文書には「覚書（東野仲山道百姓出入に付）」と題された史料が残っている。この史料は宝暦六年七月からこの同七年一月にこの問題がまとまるまでを日記形式で記したもので、羽場の村役人たちが集まって協議する様子を知ることができる。しかしこの史料だけでは、個々の詳細な動きを知ることができるが、この問題の全体像を掴むことができない。『羽場曙友会誌』『丸山誌』そして『飯田・上飯田の歴史』に掲載されている宝暦六年の村分け関連史料と付き合わせることで初めて蜂谷家文書収録の史料が歴史的分析を行ううえで役立つのである。

詳細は目録を見てもらいたいだが、その意味では、そのほかの史料も同様である。蜂谷家には村を知るうえで重要な史料となる検地帳・永引帳・物成勘定帳のほか、助郷・伝馬・人足役に関する史料も残っている。これまでの研究成果を補うに足る資料群である。繰り返しになるが、蜂谷家文書と地域に残る史料を合わせて見ることでの歴史の変遷の解明に資することができると考えている。

蜂谷家に話を戻すと、山田居麓氏の『上飯田村村役人とその文献

及伝承』<sup>21</sup>を見ると、上飯田には蜂谷家が二軒あったことがわかる。

一軒は、本稿で取り上げている今村力三郎の名家である蜂谷氏。その系図は「蜂谷氏。重蔵・十蔵・忠蔵・市右衛門・新助・重蔵（羽場、屋号・弓矢）」とある。もう一軒は「蜂谷氏 権四郎・利兵衛（丸山、屋号袖ノ木）羽場弓矢蜂谷氏ノ分家ト伝フ。権四郎ハ同家歴代ノ通称ナリ」という。つまり上飯田村には羽場に居を構え、弓矢と号した本家と丸山に居を構え、袖ノ木と号した分家の二軒の蜂谷家があった。

弓矢・蜂谷家は前述した通り、美濃の出身で戦国期に上飯田村に移住してきたと言われているが、この系図を見る限り、六代しか記されていない。さらに「上飯田町羽場区共有保権会抜書」<sup>22</sup>にも宝暦六年に加入した忠蔵の名前が最初に登場し、重蔵は数えて七代目にあたる。ただし羽場曙友会は宝暦六年に設立されているので、宝暦以前の蜂谷家の当主が記されていないのは当然のことと言える。

その点、蜂谷家に残る過去帳の写しには寛永六年（一六二九）に逝去した人物として「心誓一法信士」の戒名が記されており、蜂谷家の歴史が少なくとも近世初期まで遡ることが確認できる。では蜂谷家はいつ頃から上飯田村において村役人を務めていたのか。

蜂谷家文書のうち、もっとも古い年紀が記されているのが、寛文一二年（一六七二）の「上飯田村新井筋引方帳写」と題された横丁である。辻氏は「年代の古いもの多くは、近世中頃（年代は明ら



かではないが、恐らく享保〜寛保（1916〜43）頃）上飯田村の庄屋を勤めていた蜂谷十蔵が、自分の手控えとして写しておいた村方文書の一部である」と述べ、その根拠を何点かの文書の表紙に記されている「此張紙、十蔵自分入用ニ写置、自今以後余仁<sup>江</sup>相渡ス帳<sup>三</sup>ハ無之候、延宝<sup>六</sup>寛保<sup>二</sup>戊<sup>迄</sup>、廿八冊之内」という文言に求めている<sup>23</sup>。

しかし、この文言は、自分が庄屋を務めていなかった時代の文書をあくまでも自分が村政を行ううえで参考として庄屋在職期間に写したものであり、だからこの文書は引継文書には含めないように但し書きをした、という解釈もできる。というのも『上飯田村村役人とその文献及伝承』にも近世中期まで蜂谷家の当主に該当するような名前は掲載されていないからである。さらに言えば少なくとも宝暦六年の村分け以降、新たに村役人として追加された家とも考えられる。だからこそこのような但し書きを文書に書き入れたのではないだろうか。

『上飯田村村役人とその文献及伝承』には編者である山田が、蜂谷重蔵に聞いた話として次のような文章が記されている。

松沢新太郎、松下平左衛門の二人は、出来分にも長百姓を定むるを便宜なりとて、後に追加御届せし由、故人の蜂谷重蔵翁生前に語られたり

このように上飯田村では、長百姓を務める家を追加している例が見受けられる。この点についても今後は調査していく必要があるだろう。

う。

明治五年四月、太政官布告により、旧来の庄屋（名主）など村役人の呼称は廃止され、戸長・副戸長と呼ばれることとなる。重蔵は、上飯田村羽場地域における最後の庄屋を務めた人物であった。

このように蜂谷家が、幕末から明治初期にかけて庄屋として上飯田村の村政を担ったことは間違いない。であるならば、なぜ蜂谷家が幕末になって、庄屋を務める家になったのかを明らかにすることで、幕末維新期の上飯田村の一つの側面を見ることができうのではないだろうか。

##### 5. 近代における今村力三郎と飯田地域との繋がりが

最後に今村力三郎および蜂谷家と飯田地域における明治期以降の繋がりについて触れておく。というのも蜂谷家文書は近世だけでなく、明治期から昭和期に書かれたものも含まれているからである。

特に矢野氏は明治四年（一八七一）九月から同五年三月にかけて上飯田村の村民から出された二〇件の願書をまとめた「諸願書扣帳」の内容を紹介し、そのなかに酒造業・醤油製造業・油絞り業など営業継続認可、または新規許可を求める願書が多いことに注目し、当該地域は近世より農村商工業が発達していたこと、そしてそれを可能にした交通網の発達を評価し、それが明治初期にも繋がっていることを評価している<sup>24</sup>。そしてこのような地域経済の発展が今村力三郎の思想形成にどのような影響を与えたのか、これを今後の大き

な課題とした。

今村が飯田を離れたのは前述の通り、明治一七年のことで、同年二月には、宅地二畝余（地価七円余）を売却。その際の住所は「信濃国下伊那郡飯田村六百八十八番」。続けて翌三月には畑地一畝余（地価四円余）、宅地八畝余（地価三十六円余）を売却している<sup>25</sup>。そして四月に一家で上京し、神田区猿樂町に居を構えるのである。当時、蜂谷家のように飯田を離れた村民たちがどれほどいたのか、また彼らは離村後、どのような生活を送ったのかについて調査することも、近代における飯田地域を考えるうえで必要な作業であるだろう。

専修大学卒業後の今村と飯田との繋がりは、一つは明治二七年の飯田区裁判所判事への就任である。飯田へ戻った理由として両親の「望郷の念」を挙げている。しかし上飯田のかつての土地・建物は売却しており、住む家がない。そのためにはまず住宅を用意する必要がある、自分も一緒に郷里に帰るのが好都合と考えたと回顧している<sup>26</sup>。昭和四五年（一九七〇）中央自動車道の建設工事により撤去された蜂谷家住宅は明治中期に建てられたものであった。

ちなみに、当時、司法省は判事を郷里の裁判所には任命しない方針であったという。自身もこの就任は例外措置であったと述べているが、逆に言えば、このエピソードは今村がそれほどまでして飯田に戻りたかったことを示している。

もう一つの繋がりは、飯田町への寄付金である。明治二六年に追

手町において発生した火事の罹災者のための寄付金の感謝状や昭和一二年に飯田町制施行の際の寄付金に対する感謝状が専修大学に残っている。今村家や蜂谷家のご子孫の方々からも今村が故郷・飯田に一方ならぬ愛着を持っていたという話をお聞きしたが、これらの感謝状もそのことを裏付けている。

今村は明治・大正・昭和期において弁護士として活躍した人物であり、その名前は新聞紙上にもたびたび登場するほど著名な人物であった。このような今村の奉仕活動を、地域の人々は知っていたのか。また知っていたならばどのように感じていたのか。地域新聞である『信濃毎日新聞』などから今村に関する記事を拾い上げる作業も今後の必須な課題と考えている。

飯田地域が多くの「偉人」を生んだことについては、田中芳男没後一〇〇年記念特別展「日本の近代化に挑んだ人びと・田中芳男と南信州の偉人たち」（飯田市美術館）に詳しく、その図録のなかで「偉人の生まれる風土」として、「東西の人や物資、文化や情報が行き交う場所」であったこと、「人材を輩出しつづけるための教育、養成機関」が整っていたことを挙げている。

今村力三郎についてもこうした指摘が当てはまるのか。また先に今村が元飯田藩家老・石沢謹五郎に就職の相談をしたと述べたが、このような飯田地域から上京した人々を繋ぐネットワークは存在したのか。今村自身は、同郷の後輩の面倒を見ており、保証人にもなっている<sup>27</sup>。明治・大正期において、こうした「県人会」的な繋

がりを持つ事例は決して珍しくない。こうした点からも飯田地域の近代を見ていくことは可能であろう。

### おわりに

大学アーカイブズをどのように歴史学研究のなかに位置付けていけば良いのか。もちろんその方法も様々で、答えは一つではない。本稿では、専修大学卒業生で後に総長を務めた今村力三郎家が保管していた蜂谷家文書を地域史研究に活用してもらうためには大学アーカイブズとして何をすれば良いのか、その可能性を考えてみた。

これまでの今村力三郎研究においてもっとも進んでいないのが、蜂谷力三郎としての事蹟である。幼年期にどの学校に学んだのか、どのような教育を受け、どのように思想を形成していったのかについての研究はない。今村自身も上京後のことは話しているが、それ以前のことについてはほとんど何も語っていない。

蜂谷家および蜂谷力三郎時代の事蹟を解明することは、専修大学に学んだ一学生の歴史を解明すると同時に上飯田地域の歴史を解明することにも繋がる。そのために必要なことは、これまで専修大学が所蔵していた今村力三郎に関する資料群の目録を整備し、きちんと公開していくことである。これまで飯田地域の歴史研究に蜂谷家文書が利用されてこなかったということは、蜂谷家文書が存在を知ることがいかなかったということであり、それはこの文書を所蔵してい

た専修大学の責任でもある。だからこそ本稿では蜂谷家文書に焦点をあて、活用の試論を述べてみた。

近年、著名な創立者を持つ早稲田大学や慶応義塾大学以外の大学でも、創立者と生誕の地域を結ぶ動きが活発になってきている。学祖・山田顕義の生涯を地元の萩市に紹介した日本大学や、社会連携機構のもと、創立者の出身地（鳥取県、山形県天童市、福井県鯖江市）と連携協力に関する協定を締結し、連携事業を推進する明治大学など、これも国立大学には見られない私立大学による大学アーカイブズ活動の一つと言える<sup>28</sup>。そしてそれは大学アーカイブズを利用した地域の人々、在校生、保護者、卒業生に向けた広報活動にも繋がっている。

今回、専修大学が行った今村力三郎生誕一五〇年記念展も、何社かの新聞社にも取り上げてもらった。そのなかには飯田市に本社を置く南信州新聞社もあった。この記事を見たと言って専修大学に来ていただいた飯田市在住の方もいた。嬉しい限りである。今村力三郎という人物を通して飯田の方々に専修大学を身近に感じてもらえれば、それもまた大学アーカイブズが果たす一つの役割であろう。

今回、本稿で提示した数多くの問題点や課題は、飯田市歴史研究所や飯田市立中央図書館などが所蔵する資料群と専修大学が所蔵する蜂谷家文書を合わせて見ていくことで解決できることが多々あると思われる。各機関に協力をお願いしながらできる限りの調査を進めていく予定である。そして今後の飯田という地域史研究の進展の

一助となるためにもまずは、専修大学が所蔵する今村力三郎に関する資料群の統一的な目録の作成、そしてそれらを容易に閲覧することのできる体制を整えることで、社会貢献を担うという大学の責務を果たしていきたいと考えている。

なお、本稿では紙幅の関係上、史料をほとんど提示しなかったが、関心のある方は蜂谷家文書のうち三六点分の翻刻および今村力三郎に関する資料を収録した『専修大学史資料集 第八巻 「反骨」の弁護士 今村力三郎』をご覧いただきたい。

1 『専修大学史資料集 第八巻 「反骨」の弁護士 今村力三郎』  
(専修大学出版局 二〇一七)

2 展示図録として『田中芳男没後一〇〇年記念特別展 日本の近代化に挑んだ人びと・田中芳男と南信州の偉人たち』(飯田市美術博物館 二〇一八)があり、専修大学が所蔵する今村力三郎に関する資料も掲載されている。

3 矢野建一「蜂谷家文書の翻刻と調査・研究(一)」(『専修大学今村法律研究室報 第二九号』一九九七)、矢野建一・辻達也「蜂谷家文書の翻刻と調査・研究(二)」(『専修大学今村法律研究室報 第三〇号』一九九八)

4 西山伸「京都大学大学文書館・設置・現状・課題」(『研究叢書 第三号』(全国大学史資料協議会 二〇〇二))

5 西山伸「第一部第一章「大学アーカイヴズ」の現状と今後」(全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』京都大学学術出版会 二〇〇五)

6 小池聖一『近代日本文書学研究序説』(現代史料出版 二〇〇八)、菅真城『大学アーカイヴズの世界』(大阪大学出版会 二〇一三)など

7 矢野建一「前掲論文」

8 今村力三郎「僕の貧乏時代」(『専修大学史資料集 第八巻』(専修大学出版局 二〇一七))。以後、今村による回想談は、この資料に拠った。

9 蜂谷家所蔵

10 今村力三郎に関する資料情報については、『近現代日本人物史料情報辞典』(吉川弘文館 二〇〇四)に収録された「今村力三郎」の項目にも記されているが、執筆当時と状況が少し変わっている。

11 矢野建一「前掲論文」

12 『専修大学史資料集 第八巻』p116

13 専修大学今村法律研究室所蔵

14 辻達也「反骨・今村力三郎の背景」(『専修大学今村法律研究室編』今村力三郎「法廷五十年」専修大学出版局 一九九三)

15 矢野建一「歴史を「かがみ」に―戦後の専修大学と今村力三郎―」(『専修大学史紀要 第九号』(二〇一七))

- 16 飯田市歴史研究所編『飯田・上飯田の歴史 下巻』（飯田市教育委員会 二〇一三）p.73
- 17 飯田地域についての研究整理や問題点、さらには研究成果については、紙幅の関係上、すべてを挙げることはしない。飯田市歴史研究所の刊行物（『年報』や叢書などに詳しいので、それを参照いただきたい。多和田氏の業績についても同様である。
- 18 『羽場曙友会誌』（羽場曙友会生産森林組合 一九八四）
- 19 『飯田市丸山誌』（丸山誌刊行委員会 二〇〇〇）p.89
- 20 飯田市歴史研究所編『飯田・上飯田の歴史 上巻』（飯田市教育委員会 二〇一三）p.222～227
- 21 山田居麓編『上飯田村村役人とその文献及伝承』（一九三八）飯田市立中央図書館所蔵
- 22 『専修大学史資料集 第八巻』p.116
- 23 矢野建一・辻達也「前掲論文」
- 24 矢野建一・辻達也「前掲論文」。なおこの点については吉田伸之氏や多和田雅保氏なども『飯田市歴史研究所年報』において当該地域の一つの特徴として挙げている。
- 25 『明治十七年分 地券書換 下伊那郡上飯田村戸長役場』（飯田市歴史研究所所蔵）
- 26 今村力三郎「一代の失策」（『専修大学史資料集 第八巻』）p.123
- 27 蜂谷明「公私の別には非常に厳格であった」（『今村力三郎翁追想録』（専修大学 一九五五）。蜂谷明氏は「柚ノ木」と呼ばれた分家の蜂谷家の出身であった。また今村の長野県出身者への援助活動の一つとして、大正十一年、専修大学において長野県人会が創立された際に相談役に就任していることが挙げられる。
- 28 日本大学の展示については『生誕一七〇年記念特別展 山田顕義と近代日本』（萩博物館 二〇一四）と題した図録が刊行されている。また専修大学もこれまで創立者の出身地である三重県桑名市、鹿児島県鹿児島市、東京都墨田区において、博物館と連携して創立者の事蹟を紹介する展示を開催している。

蜂谷家文書目録

整理番号	表題(内容)	差出	受取	年代
I-1	上飯田村新井筋引方帳写	西村半四郎	上飯田村 理右衛門	寛文12年3月
I-2	(大坂大番衆交替に付、中山道通過の際、助郷割付廻状写)	馬籠宿問屋島崎 吉左衛門等	村々名主 衆中ほか	(享保13年)7月25日
I-3	(二条大番衆交替、江戸下向に付、中山道四宿助郷割付廻状写)	妻籠宿問屋島崎 市右衛門等	村々名主 衆中ほか	(享保13年)4月1日
I-4	(二条大番衆交替、上京に付、中山道四宿助郷割付廻状写)	三留野宿問屋勝 野善右衛門等	助郷村々 名主百姓中	(享保13年)4月13日
I-5	上飯田村永流引帳	杉本八郎兵衛等	上飯田村	享保14年9月
I-6	上飯田村新田畑検地帳	東原三右衛門等	上飯田村	享保15年3月
I-7	上飯田村当流引帳			元文2年9月
I-8	江戸路用金請払目録帳			元文5年1月1日
I-9	江戸出府御用請払目録			元文5年閏7月26日
I-10	上飯田出来分永引帳			寛保3年8月
I-11	上飯田村出来分新田畑検地帳			寛延4年3月
I-12	覚書(東野仲山道百姓出入に付)			宝暦6年7月5日
I-13	松洞田地通道作人足			宝暦7年8月
I-14	上飯田村荒地永引帳扣			宝暦8年8月
I-15	観音堂普請入用覚			明和5年11月1日
I-16	書物目録(村絵図一枚ほか七品)			(寛政6年・文化13年)
I-17	亥年役米割帳	蜂谷市右衛門		享和3年12月16日
I-18	殿様御入城二付献上錢并新町初蔵囲杭上郷割合帳			弘化4年6月
I-19	上郷中六ヶ村割合高覚帳	庄屋重蔵		元治元年9月
I-20	上飯田村重蔵下丑御物成請払通			慶応元年8月
I-21	上飯田村李三郎脇小屋并車屋共焼失二付口書并御請書			慶応元年10月30日
I-22	江戸表歎願二付町方両郷割合帳			慶応元年11月
I-23	殿様大坂表御警衛二付御用金取集帳	(重蔵)		慶応2年7月
I-24	上飯田村重蔵下卯御物成請払通			慶応3年11月
I-25	乍恐奉願上候口上書之事(夫役伝馬役御用金賦課に付嘆願書)	上郷村々庄屋	御上様	慶応4年1月
I-26	江戸夫拾四人・京夫拾人・惣代日掛り割合帳			慶応4年2月
I-27	京夫拾人・江戸夫拾四人・惣代日掛り割合帳			慶応4年2月
I-28	京夫拾人割・京夫四人増給金割 割合取集帳			慶応4年2月
I-29	高掛御用金集帳			慶応4年4月
I-30	高掛御用金集帳			慶応4年4月
I-31	京都・関東・松代夫人足取集帳			慶応4年4月5月
II-1	御見舞諸納帳			明治2年8月10日
II-2	斧鋸札願人名前扣帳			明治3年1月
II-3	上飯田村蜂谷重蔵下未御収納米諸払帳			明治4年8月
II-4	諸願書扣帳	庄屋蜂谷重蔵		明治4年9月
II-5	役米割附帳			明治4年12月
II-6	初御上納金取集帳	蜂谷重蔵		明治5年10月
II-7	落木運上割合帳			明治5年6月
II-8	詔書写(太陽曆御布令書)			明治5年11月
II-9	租税三納収納金帳	蜂谷重蔵		明治6年3月11日
III-1	(菓子代ほか金銭出納簿)			(明治32年)
III-2	払物人名書抜帳	蜂谷重蔵		明治33年8月22日
III-3	普請祝儀受納帳	蜂谷		明治27年8月31日
III-4	(垣根直しほか人足覚)			(明治33年)
III-5	桑買入覚			(6月5日)
III-6	(炭購入につき代金ほか覚)			明治33年1月1日
III-7	(村金割合定候につき取斗の件)			(明治32年5月5日)
III-8	上飯田村永引并二出来分永引	東原三右衛門等	上飯田村へ	享保3年8月
III-9	(京夫出金につき村割覚)			
III-10	(金銭人名覚書)			
III-11	(金銭人名覚書)			(2月29日～8月23日)

整理番号	表題(内容)	差出	受取	年代
Ⅲ-1 2	従明治廿九年一月 日記出入帳(人足金銭出納ほか覚)	蜂谷		明治29年1月
Ⅲ-1 3-1	松川入山名所付			
Ⅲ-1 3-2	覚(宿泊料×99歩の旨)	一ノせ重太郎		卯10月
Ⅲ-1 4	金銀出入帳			明治30年1月
Ⅲ-1 5	(原針三郎預米ほか覚)			(明治32年～明治33年)
Ⅲ-1 6	(祝儀ほか金銭出納覚)			(明治31年～明治32年)
Ⅲ-1 7	(村役場入用ほか金銭支払覚)			(明治31年)
Ⅲ-1 8	県道修繕出納簿	蜂谷重蔵		明治30年1月
Ⅲ-1 9	地代受取証			(大正10年10月13日～昭和7年2月20日)
Ⅲ-2 0	大正六年五月起 地代領収之通	杉並村共有地總代田島幸次郎等	今村力三郎殿	(大正8年12月2日～大正14年1月20日)
Ⅳ-1	昭和十五年一月吉日 精米通	米穀問屋精米業立川長太郎商店	今村様	(昭和15年1月17日～10月21日)
Ⅳ-2	大正十年十一月吉日 蒔絵之通(金15円受取)	外谷得春		大正10年11月19日
Ⅳ-3	通(北海炭鋳株ほか株式売買につき覚)		滝鼻様	(明治40年)
Ⅳ-4	昭和八年五月吉日 精米通	米穀問屋精米業立川長太郎商店	今村様	(昭和8年5月14日～昭和9年8月20日)
Ⅳ-5	明治三十年酉一月吉日 菓子砂糖御通	松月庵和泉屋仙次郎	上飯田今村様	(明治30年1月から12月)
Ⅳ-6	明治廿七年九月七日起 屋根瓦代金并二運賃扣	今村		(明治27年9月7日～10月25日)
Ⅳ-7	明治廿七年八月四日 手間代受取之通	奥村亀太郎	今村殿	(明治27年8月4日～12月30日)
Ⅳ-8-1	明治廿五年第拾月吉日 荷物引合通	川仁商店	明治堂様	(明治25年11月11日～12月30日)
Ⅳ-8-2	記(白小豆2袋につき)	川仁	明治堂様	11月24日
Ⅳ-9	(蚕掻き取り代ほか金銭支払覚)			(明治32年～明治33年)
Ⅳ-1 0	(座光寺村瓦敷ほか金銭支払覚)			(明治30年)
Ⅳ-1 1-1	(平瓦ほか相渡候につき覚)			
Ⅳ-1 1-2	記(豊代ほか×金47円13銭の旨)	中島定四郎	今村力三郎様	6月27日
Ⅳ-1 2	白米通	万や	今村様	(明治26年6月19日～明治27年5月31日)
Ⅳ-1 3	(嶽野代次郎もなか代ほか覚)			(2月～4月14日)
Ⅳ-1 4	金銭記帳	明治堂支店		(明治25年9月26日～明治26年3月25日)
Ⅳ-1 5	明治廿七年第九月良日 鉄物之御通	吉田屋申上	上飯田今村様	(明治27年9月2日～明治28年6月10日)
Ⅳ-1 6	昭和十三年五月吉日 精米通(上白米20俵契約仕候につき)	米穀問屋精米業立川長太郎商店	今村様	(昭和13年5月1日～昭和14年1月24日)
Ⅳ-1 7	明治廿二年丑一月吉日 精名之通(小豆ほか覚)	越後屋藤吉 <sup>㊞</sup>	明治堂様	(明治22年1月2日～12月25日)
Ⅳ-1 8	明治廿五年辰一月吉日 引合(メリケン代ほか覚)	越後屋藤吉 <sup>㊞</sup>	明治堂様	(明治25年1月2日～明治26年6月30日)
Ⅳ-1 9	明治二十二年丑十月ヨリ 薪炭通	島田為助	蜂谷様	(明治22年10月1日～明治23年1月7日)
Ⅳ-2 0	白紙(43枚)			
Ⅳ-2 1	(御上納米皆済につきほか覚)			
Ⅳ-2 2	明治廿六年巳一月吉日 荷物引合通	北田商塵	明治堂様	(明治26年1月2日～明治27年2月28日)
Ⅳ-2 3	明治廿一年子一月吉日 粉名之通	越後屋藤吉 <sup>㊞</sup>	明治堂様	(明治21年1月2日～明治22年1月2日)